

○財務省告示第三十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年一月三十一日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	五・四トン
二	一二・〇トン
三	二七・六トン
四	一九、三〇七トン
五	一、一七五トン

二〇	三〇〇トン
一九	六三三トン
一八	一三、六二八トン
一七	九四、三二七トン
一六	六、三七六トン
一五	三〇三トン
一四の二	四五八、五八九トン
一四	一、〇三六、一一〇トン
一三	四、八五四、〇三五トン
一二	五六、八四八トン
一一	一六、〇五四トン
一〇	三、六八九トン
九	三三、二五七トン
八	二三・三トン
七	三一・九トン
六	一三トン

二九		三五四トン
二八		二トン
二七		九、一八四トン
二六		四、一一九トン
二五		〇トン
二四		二五トン
二三		三、七六二トン
二二		三八八トン
二一		二二、〇六二トン